

庁議（令和4年3月22日）結果について

- 1 開催日 令和4年3月22日（火）
- 2 場所 庁議室
- 3 出席者 市長、石田副市長、石黒副市長、教育長
市長室長、企画政策部長、総務部長
- 4 説明者 環境部長、交通政策担当部長、まちづくり政策部長、土木部長
教育指導担当部長、福祉部長
- 5 事務局 秘書課長、広報課長、財政課長、行政総務課長
企画政策課長、政策担当長、企画政策課主査

6 付議事項

- (1) 「平塚市環境基本計画（2017年～2026年）中間見直し」の策定及びパブリックコメント手続の実施結果について

概要	<p>「平塚市環境基本計画（平成29年度～平成38年度）」が、中間年を迎えたことから、社会情勢等を踏まえ、「平塚市環境基本計画（2017年～2026年）中間見直し（素案）」を作成し、この素案に対する意見を令和3年12月3日から令和4年1月5日まで募集した。</p> <p>○意見提出状況</p> <ul style="list-style-type: none">・提出件数：1件（個人0件、団体1件）・意見項目数：7件（個人0件、団体7件） <p>パブリックコメントで寄せられた意見と市の考え方を踏まえ策定した「平塚市環境基本計画（2017年～2026年）中間見直し（案）」を中間見直し計画としたい。</p>
結果	審議の結果承認された。

- (2) 平塚市バリアフリー基本構想（改定版）の策定及びパブリックコメント手続の実施結果について

概要	<p>本市では、平成26年3月に「平塚市バリアフリー基本構想」を策定し、平塚駅周辺の重点整備地区を中心に、「平塚市バリアフリー推進協議会」を通じて、バリアフリー化の整備を推進してきた。</p> <p>令和2年6月のバリアフリー法の改正を受け、学校教育と連携した心のバリアフリーに関する事項等を追加した「平塚市バリアフリー基本構想（改定版）」を策定するため、計画素案に対するパブリックコメント手続を実施した。そして、パブリックコメント手続の実施結果とともに同計画の案について、令和4年2月17日に庁内策定会議である「平塚市バリアフリー基本構想（改定版）策定会議」で審議し、承認を得た。</p>
----	---

	<p>パブリックコメント手続の実施結果の概要</p> <p>1 意見の募集期間 令和3年12月3日(金)～令和4年1月5日(水)</p> <p>2 意見提出者数 2人</p> <p>3 提出意見数 2件</p>
結果	審議の結果承認された。

(3) 平塚市耐震改修促進計画の改定及びパブリックコメント手続の実施結果について

概要	<p>「平塚市耐震改修促進計画(第2期計画)」の計画期間が終了することに伴い、これまでの耐震化の進捗状況等を踏まえた改定計画(素案)のパブリックコメント手続を令和4年1月21日から令和4年2月21日まで実施した。</p> <p>いただいた御意見と市の考え方のとりまとめを行い、令和4年3月末の改定に向けた「平塚市耐震改修促進計画(第3期計画)」の案を作成した。</p> <p>また、上位計画である神奈川県耐震改修促進計画は、県議会報告後の令和4年3月25日以降に改定される予定である。</p>
結果	審議の結果承認された。

(4) 平塚市新下水道ビジョンの策定及びパブリックコメント手続の実施結果について

概要	<p>令和3年度で計画期間満了となる平塚市下水道中期ビジョンの後継計画として、経営戦略などの個別計画を総括し、長期的な視野で本市の下水道のあるべき姿を描く平塚市新下水道ビジョンの策定作業を進めてきた。</p> <p>この度、本計画の素案に対してパブリックコメント手続を実施し、いただいた意見を踏まえ、令和4年度を始期とする平塚市新下水道ビジョンを策定する。</p>
結果	審議の結果承認された。

(5) 平塚市内水ハザードマップの改訂について

概要	<p>本市は、平成25年に内水ハザードマップを作成・公表し、内水による浸水情報を周知してきた。その後、平成26年に既往最大降雨が記録されたこと、また令和3年の水防法改正で想定最大規模降雨による内水ハザードマップの公表が義務付けられたことなどから、今回、内水ハザードマップの改訂を行うものである。</p>
----	---

	<p>本ハザードマップは、市民に浸水の想定区域や深さを把握していただき、避難所の確認や避難ルートの検討など、大雨時の備えとして活用していただくため、全戸に配布するものである。</p> <p>※6種類あるハザードマップの1つである。</p>
結果	審議の結果承認された。

(6) 平塚市立学校における教職員転落事故検証委員会の設置について

概要	平塚市立学校における教職員転落事故の発生要因や再発防止策等について検証を進めるため、検証委員会を設置する。
結果	審議の結果承認された。

7 報告事項

(1) 「地域福祉リーディングプラン（第4期地域福祉計画、第3期地域福祉活動計画、第1期自殺対策計画、第1期成年後見制度利用促進計画、第1期生活困窮者自立支援計画）」に係る中間点検実施結果報告について

概要	<p>2019年3月に策定した「平塚市地域福祉リーディングプラン」（第4期地域福祉計画、第3期地域福祉活動計画、第1期自殺対策計画、第1期成年後見制度利用促進計画、第1期生活困窮者自立支援計画）について、2021年度については中間年にあたることから中間点検を実施した。</p> <p>1 令和3年度中間点検の考え方について</p> <p>地域福祉リーディングプラン策定時のコンセプト変更は実施せず、最終目標到達へ向けて事業担当課へ現状や事業展開、今後の見込みをヒアリングし、社会情勢の変化を踏まえ、最終目標に至る手段の工夫を反映したうえで最終目標の修正を行うことにより中間点検を行うこととした。</p> <p>2 中間点検結果について</p> <p>地域福祉リーディングプランを点検し、全計画事業数74事業のうち、上方修正15事業、現行どおり56事業、下方修正3事業の結果となった。その結果を「平塚市地域福祉リーディングプラン中間点検報告書」として作成し、市ホームページ等で公表を行う。</p>
----	---

(2) 成年後見制度に係る中核機関の設置について

概要	<p>1. 事業実施に至った背景</p> <p>国の「成年後見制度利用促進基本計画」のKPIにおいて、基本計画の最終年度である令和3年度末までに「中核機関」を全市町村に設置す</p>
----	---

ることを目標としている。

本市では、平成26年に成年後見制度に係る相談・普及啓発や市民後見人の養成・活動支援等を行うため、「成年後見利用支援センター」を設置し、その運営を平塚市社会福祉協議会へ委託し、成年後見制度の利用を促進してきた。

これまで、令和3年度中の設置に向け、成年後見制度利用促進協議会（附属機関）において検討を重ね、令和4年3月28日に、「成年後見利用支援センター」の機能を拡充し体制整備を図り、「中核機関」に移行する。

※「中核機関」：権利擁護支援を必要とする市民に対して、適切な支援につなげるために、弁護士等専門職団体や関係機関で構成された「地域連携ネットワーク」の中心となり、コーディネートを行う機関である。中核機関には、「広報機能」「相談機能」「成年後見制度利用促進機能」「後見人支援機能」の4つの機能を段階的・計画的に整備することが求められている。

2. 事業実施により得られる効果

弁護士等専門職団体や各関係機関・団体が連携、協働し、必要に応じて、個々のケースに対してチームとなって支援（チーム支援）を行う仕組みが構築され、本市における権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化が図られる。

3. 設置根拠

「平塚市成年後見利用支援センター設置規則」を一部改正し、「成年後見利用支援センター」を利用促進法に規定する基本計画に基づく中核機関として位置付ける。

4. 県内（あるいは全国）他団体の状況

県内都市では、7市（藤沢市、横浜市、横須賀市、厚木市、川崎市、相模原市、秦野市）が中核機関を設置している。

※令和4年1月末現在

以 上